⑷　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者

⑸　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

10　申請内容の変更

有資格者は、次の事項に変更があった場合には、「競争参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量等）」に必要事項を記載の上、次の添付資料を添えて別記２あてに速やかに提出すること。

⑴　本社（店）住所

⑵　商号又は名称、電話番号（ファクシミリ番号及びメールアドレスを含む）

⑶　法人である場合には代表者の役職及び氏名、個人である場合はその者の氏名

⑷　許可・登録の状況（本社（店）の業種の追加は新規で申請）

⑸　営業所の所在地及び電話番号（営業所の新設廃止を含む）

添付資料

○　法人の住所、商号又は名称及び代表者の氏名に係る変更の場合は、登記事項証明書又は登記簿謄本（又は抄本）若しくはその写し

○　個人の住所の場合は、住民票の写し

○　個人の氏名の場合は、戸籍謄本（又は抄本）の写し

○　許可・登録の状況に係る変更の場合は、許可・登録の証明書等の写し

11　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先

https://www.maff.go.jp/j/supply/kensetu/meibo/index.html（農林水産省ホームページ内）

別記１　発注機関

大臣官房予算課、植物防疫所、那覇植物防疫事務所、動物検疫所、動物医薬品検査所、農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター、農林水産研修所、農林水産政策研究所、北海道農政事務所、林野庁本庁（建築一式工事及び測量・建設コンサルタント等契約に限る。）及び水産庁

別記２　申請書の提出場所

郵送の場合

〒100―8950 東京都千代田区霞が関１―２―１　農林水産省大臣官房予算課営繕総括班　電話03―3502―8181　内線3320

電子メールの場合

送信先　yosanka_eizen@maff.go.jp

提出様式はＰＤＦファイル形式によるものとし、ファイル合計容量が７ＭＢを超えないものとする。

なお、ファイルは容量が７ＭＢを超える場合を除き、１つのファイルにまとめること。

別記３　建設工事の場合の付与数値

総合評定値通知書の総合評点を総合数値とする。

別記４　測量・建設コンサルタント等の場合の付与数値

⑴　年間平均測量等実績高(A)

100億円以上		：60
50億円以上	100億円未満	：55
20億円以上	50億円未満	：50
10億円以上	20億円未満	：45
２億円以上	10億円未満	：40
１億円以上	２億円未満	：35
2,000万円以上	１億円未満	：30
1,000万円以上	2,000万円未満	：25
500万円以上	1,000万円未満	：20
300万円以上	500万円未満	：15
200万円以上	300万円未満	：10
200万円未満		：５

⑵　自己資本額(B)

10億円以上		：10
１億円以上	10億円未満	：８
1,000万円以上	１億円未満	：６
100万円以上	1,000万円未満	：４
100万円未満		：２

⑶　流動比率及び営業年数(C)

①　流動比率

130％以上		：14
95％以上	130％未満	：10
75％以上	95％未満	：６
60％以上	75％未満	：２

②　営業年数

25年以上		：10
10年以上	25年未満	：８
５年以上	10年未満	：６
５年未満		：４

⑷　総合数値は、上記(A)、(B)及び(C)の合計とする。

別記５　業種別等級区分及び予定価格の範囲

［掲載順序　業種の区分　①数値：等級　②予定価格の範囲］

⑴　土木一式工事

①　1,500点以上　：Ａ
950点以上　1,500点未満：Ｂ
750点以上　950点未満：Ｃ
750点未満　：Ｄ

②　Ａは２億円以上、Ｂは5,000万円以上２億円未満、Ｃは2,000万円以上5,000万円未満、Ｄは2,000万円未満

⑵　建築一式工事

①　1,200点以上　：Ａ
1,000点以上　1,200点未満：Ｂ
800点以上　1,000点未満：Ｃ
800点未満　：Ｄ

②　Ａは２億円以上、Ｂは１億円以上２億円未満、Ｃは3,000万円以上１億円未満、Ｄは3,000万円未満

⑶　その他の工事

①　1,000点以上　：Ａ
850点以上　1,000点未満：Ｂ
850点未満　：Ｃ

②　Ａは7,000万円以上、Ｂは3,000万円以上7,000万円未満、Ｃは3,000万円未満

⑷　測量・建設コンサルタント等

①　80点以上　：Ａ
60点以上　80点未満：Ｂ
60点未満　：Ｃ

②　Ａは1,000万円以上、Ｂは300万円以上1,000万円未満、Ｃは300万円未満

競争参加者の資格に関する公示の取消

次の調達案件の競争参加者の資格に関する公示を取り消します。

令和５年12月15日

支出負担行為担当官
熊本防衛支局長　野﨑　清隆

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　43

令和５年11月28日（号外政府調達第223号・30、31頁）掲載の競争参加者の資格に関する公示「種子島（Ｒ５）宿舎（中種子地区）新設建築工事（その２）」を取り消します。

招　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和５年12月15日

国立研究開発法人情報通信研究機構
契約担当理事　増山　寛

◎調達機関番号　816　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　14

⑵　導入計画物品及び数量　大規模言語モデル（ＬＬＭ）の学習データ整備等のための計算機設備等　一式

⑶　調達方法　購入

⑷　導入予定時期　令和７年度第１・四半期以降

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件　本計算機設備は、ディープラーニング計算システム、汎用計算システム、データベースシステム、制御用システム、大容量ストレージシステム、高速ネットワーク等およびシステムを運用するのに十分な無停電電源装置を含む電源設備と冷却設備から構成される。

①　ディープラーニング計算システムは、複数の計算ノードから構成され、各計算ノードは２基以上のＣＰＵおよび８基以上のＧＰＧＰＵを搭載していること。なお、各計算ノードあたりのＧＰＧＰＵ　搭載数は均一でなくても構わない。また、システム全体のＧＰＧＰＵ搭載数は800基以上であること。

②　ディープラーニング計算システムの各計算ノードが搭載する各ＧＰＧＰＵは、ＥＣＣ機能を備えた80ＧＢ以上のメモリを有していること。また、メモリ帯域幅は３ＴＢ／s以上、ＧＰＵ間の相互接続帯域幅は双方向で900ＧＢ／s以上であること。

③　単一ＧＰＧＰＵでの理論演算性能は、単精度浮動小数点演算で60ＴＦＬＯＰＳ以上であること。

④　ディープラーニング計算システムの各計算ノードの主記憶容量は、１ＣＰＵあたり１ＴＢ以上搭載していること。